

都市建設常任委員会会議記録

日 時 平成28年11月8日(火曜日)

午前10時 3分 開議

場 所 水戸市議会 第1委員会室

午前11時27分 散会

付託事件

(1) 平成27年陳情第2号

(2) 所管事務調査

1 本日の会議に付した事件

(1) 陳情審査

① 平成27年陳情第2号 千波町字久保及び東久保地区の市道地盤沈下場所の恒久対策を求める陳情

(2) 報告事項

① (仮称)元石川・森戸線の整備について (道路建設課)

② 南町3丁目空きビルにおける危険な外壁の撤去について (建築指導課)

(3) その他

2 出席委員(7名)

委員長	安 藏	栄 君	副委員長	小 泉	康 二 君
委員	中 庭 次	男 君	委員	飯 田	正 美 君
委員	五十嵐	博 君	委員	高 橋	丈 夫 君
委員	松 本	勝 久 君			

3 欠席委員(なし)

4 委員外議員出席者(1名)

議 長 村 田 進 洋 君

5 説明のため出席した者の職、氏名

副 市 長 秋 葉 宗 志 君

建設部長 猿 田 佳 三 君 建設部技監 市 村 正 一 君

建設部技監兼
道路建設課長 弓 野 憲 一 君 建設部技監兼
河川都市排水
課 長 大 和 直 文 君

建設部技監兼
建築課長 小 林 幸 夫 君 建設計画課長 大 森 幹 司 君

道路管理課長 木 村 勤 君 生活道路整備
課 長 安 達 茂 君

土木補修事務
所 長 大 山 裕 己 君 内原建設事務
所 長 岡 田 紀 治 君

都市計画部長 村 上 晴 信 君 都市計画部
副 部 長 小 川 喜 実 君

都市計画部技監兼 建築指導課長	川 崎 洋 幸 君	都市計画部技監兼 市街地整備課長	坏 貴 之 君
都市計画部技監兼 泉町周辺地区 開発事務所長	加 藤 久 人 君	都市計画課長	黒 澤 純 一 郎 君
公園緑地課長	上 田 航 君	住宅政策課長	和 田 宏 君
下水道部長	小 林 夏 海 君	下水道部参事 兼下水道管理 課 長	白 田 敏 範 君
下水道部技監	清 水 安 隆 君	下水道部技監 兼下水道施設 管理事務所長	舘 山 祐 清 君
下水道整備課長	松 葉 光 隆 君		

6 事務局職員出席者

議事係長	大 森 貴 広 君	書記	石 田 一 樹 君
------	-----------	----	-----------

午前10時 3分 開議

○安藏委員長 おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから都市建設委員会を開会いたします。

なお、テレビカメラ撮影の申し込みがあり、これを許可いたしましたので御了承をお願いいたします。

それでは、これより議事に入ります。

初めに、陳情審査を行います。

当委員会に付託され、継続審査となっております平成27年陳情第2号 千波町宇久保及び東久保地区の市道地盤沈下場所の恒久対策を求める陳情についてであります。本陳情につきまして、御意見等がございましたら発言を願います。

中庭委員。

○中庭委員 民間の業者に対して、地権者の方が訴えを起こしているという話を聞きましたが、そのことについては御承知なんですか。

○安藏委員長 木村道路管理課長。

○木村道路管理課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えします。

施工業者のほうに購入された方のほうが訴えたということは、お話は聞いております。詳しい内容までは、把握してはおりません。あと、盛り土のほうに関しては、現在も経過観察をしまして、12月をめぐりにおおむね3カ月程度たっておりますので、来月になると最終的な計測の結果関係の資料を出していただくような打ち合わせにはなっております。

以上です。

○安藏委員長 中庭委員。

○中庭委員 あそこの団地を買った、購入した業者の方が、余りにも、建築業者、あるいは分譲した業者が誠意がないということで、裁判に訴えたということでありました。地盤の沈下はおさまらないと、一層ひどくなっているという訴えを私もお聞きしましたが、そういう点では、これは今市民の問題になっていますけれども、この建物、その団地造成を許可した水戸市の責任というのは、私は重大じゃないかというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○安藏委員長 中庭委員さん、ちょっと陳情の趣旨と離れていますんで、継続審査ということでよろしいですかね。

○中庭委員 それはいいですよ。私は、継続審査でいいと思うんですよ。ただ、買った人が、もう本当にこのままいけば何千万円というお金を出したのに一生住めない。転居しようにもね、転居できない。売却もできないという非常に苦境に陥っているという実態に今あるんですよ。

ですから、そういう点は、私は許可をおろした水戸市の責任というのは重大だと思うので、その点での行政責任、行政指導、きちんとした対応を行うように、私は求めるべきじゃないかと思うんですが、その点だけ答弁を求めて、また継続審議で審議したいと思います。

以上です。

[発言する者あり]

○安藏委員長 それでは、本陳情につきましては引き続き継続審査としたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○安藏委員長 それでは、御異議なしと認め、継続審査といたします。

以上で陳情審査を終わります。

次に、報告事項の説明に入ります。

それでは、（仮称）元石川・森戸線の整備について執行部から説明願います。

弓野技監兼道路建設課長。

○弓野建設部技監兼道路建設課長 それでは、（仮称）元石川・森戸線の整備について、道路建設課提出の資料に基づきまして説明をさせていただきます。

本路線の計画につきましては、水戸市周辺9市町村で構成する県央地域首長懇話会で、水戸大洗インターチェンジから大洗方面へかけて、国道51号を初めとした道路において、特に観光シーズンに頻発します交通渋滞が課題として挙げられております。その中で、水戸市と大洗町を結ぶ広域的な道路ネットワークとして、水戸大洗インターチェンジからだけではなく、水戸南インターチェンジからの大洗方面へのアクセス強化が、渋滞解消を図る上で重要な課題の一つとされております。

このような中、新ごみ処理施設建設に伴うアクセス道路が、主要地方道内原塩崎線から県道長岡大洗線までの区間において現在整備中であります。（仮称）元石川・森戸線として、水戸南インターチェンジ先の市道酒門158号線から主要地方道内原塩崎線の区間を継続して整備することで、先行整備している区間との一体的な道路利用が可能となり、渋滞解消はもとより、水戸市と大洗町の道路ネットワークの強化が図られ、ひいては県央地域の観光振興への寄与が期待されることから、当該道路の整備を計画いたしました。

整備の概要につきましては、2枚目の図面を見ていただきたいと思います。

整備箇所は元石川地内で、延長が1,700メートル、幅員が13メートルで計画をしております。

今後の事業のスケジュールにつきましては、平成28年度、今年度は、まず地元説明会を開催いたしまして、路線測量を実施いたします。平成29年度は、詳細設計を実施いたします。平成30年度には、用地測量を約900メートルですが、実施をいたします。平成31年度から用地取得及び工事に着手する予定でございます。

説明は以上でございます。

○安藏委員長 内容につきまして、御質問等がございましたらどうぞ。

飯田委員。

○飯田委員 この（仮称）元石川・森戸線の整備についてですが、これは、6水総の中の道路の項目というか、そういったところで3か年計画にはある事業でしょうか。

○安藏委員長 弓野課長。

○弓野建設部技監兼道路建設課長 3か年の計画に入っております。

○安藏委員長 飯田委員。

○飯田委員 わかりました。

それと、地元説明会を本年度やるということですが、大体いつごろからという時期は決まっているかどうかと、あとこの路線の地権者の数というのは、もう調べてあるのでしょうか。

○安藏委員長 弓野課長。

○弓野建設部技監兼道路建設課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

説明会の時期につきましては、11月中に実施したいと考えております。それと、地権者の数なんですけど、1世帯で重複している方もおりますが、それを整理しまして約80名程度になっております。

以上でございます。

○安藏委員長 飯田委員。

○飯田委員 ありがとうございます。

あと、これはですね、延長が1,700メートルということですが、総額として幾らぐらいかかるという見込み、概算なんですけれども、そういったものが出ていけば教えてもらいたいと思います。

○安藏委員長 弓野課長。

○弓野建設部技監兼道路建設課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

平成29年度に詳細設計を実施しまして、その中で細かく高さとかいろんなもろもろのものを検討しまして、金額を算出していきたいというふうに考えております。ですから、今の段階ではまだ出ておりません。申しわけございません。

○安藏委員長 いいですか。

そのほかございましたら、どうぞ。

松本委員。

○松本委員 これは、事業としては、国補事業ということになるわけですよね。単市事業じゃないですよね。国補事業でうなずいているからそうなんだと思うんだけど、その国補事業にするためのこの道路の計画についての法的根拠というのは、何かここにありますか。

要するに、公道を広げるとかそういうことじゃなくて、真っ白なところに道路、計画を立てていくんだらうと思うの。このアクセス道路の近くのほうは、多分ね。だから、これを国補事業にするためには、どういう手続が今後必要とされるのか。もし差しさわりのなければ。

○安藏委員長 弓野課長。

○弓野建設部技監兼道路建設課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

ただいま松本委員さんのほうからお話がありましたように、この道路につきましては、国補事業を活用させていただきたいと思います。そのためには、今後市道の認定をさせていただいて、市道として認定をした後に国補事業の申請をしていくというような形になります。

○安藏委員長 松本委員。

○松本委員 市道認定というのはさ、6月とか12月とかで大体認定議会で決まっているんですけども、これいつのころを予定、認定を上げるという計画というのは考えていますか。

○安藏委員長 弓野課長。

○弓野建設部技監兼道路建設課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

地元説明会を今月中に実施したいと考えております。その中で地元の状況等を把握しまして、12月の市道認定の審査会のほうにかけさせていただきたいと考えております。

○安藏委員長 松本委員。

○松本委員 早い話だね。12月というと来月だよ。来月、市道認定にここを掛けていくということは、図面とか測量とかはしなくても、これは認定というのはできるの。と同時に、今までの一般的な認定の仕方というのはさ、開発工事でも何でも名義を先にもらってから認定していくんでしょ。名義をもらわないうちには認定に上げられないというのが、一般的な認定の仕方でしょう。そうすると、この場合は、そこまでは至っていないうちに認定にかけなくちゃならないということの、その法的に許されるというのか、どういふことでその認定ができるのか。その辺、もし説明していただければ。私、余りそうしたケースというのが、経験が今までになかったものだから、そういう形でもって認定ができるのかどうか。真っ白なところを説明会だけで、大体幅員13メートル、ここを大体図面もできないうちに、実測もしないうちに、分割もしないうちに、認定にしますよという説明会をしなくちゃならないでしょう、説明会に。皆さんの同意が得られれば、それで国のほうは認めてくれるとか、そういう何か根拠があるの。

○安藏委員長 大森建設計画課長。

○大森建設計画課長 ただいまの松本委員の御質問にお答えします。

道路の認定ということなんですけれども、委員の言われるとおり、完成してから認定するのが、測量とかも全て原形も変わってしまして問題ないということなんです。こういった道路の事業をしていく中で、まず国庫補助事業を採択するには、市道の認定が必要という手続が、先ほど弓野課長のほうからあったような形になっています。したがって、今回大体のお示した図面の中で、こういった線形で進めるということで市道の認定をさせていただいて、あと代表幅員として13メートルで、区域の決定、道路の認定は区域の決定が必ず必須となりますので、こちらのほうで区域を定めさせていただいた後、路線の測量などで詳細な寸法なんかをはかり出した上で、土地の買収を補助を活用して進めていくというような流れをとらせていただいておりますので、今回計画道路というような形で、こういう形で認定のほうは多分進めていくような形になろうかと思っております。

○安藏委員長 松本委員。

○松本委員 しつこいようなんだけど、要するに何でできるのかなというのが、ちょっと疑問があるんだよ。そこんところを説明してほしいな。

分割も、実測も、何もやらないのにただ計画図面だけで、人様の土地を認定してっちゃうというのが基本でなければ、国補事業には該当しないということなんだけれども、それはわかるんだけど。だから、その認定する手続上、人様の土地の上に勝手に図面書きちゃってさ、それで議会が認定しちゃって、そういうことって法的にはどうなのかな。それは許されるのか、許されないのかということが、ちょっと私がまだ完全に納得がいていない部分なんだけれども、もし認定を議会が通らなかつたらどうするのよ。

だから、要するに開発行為だって何だって、水戸市の名義にしてから認定を上げなさいというのが、開発行為でも何でもみんな条件でしょう。あるいは、公道があるところを拡張するのを認定するのは、これは、話はわかるような気がする。何も無いところ、真っ白なところを認定していくんだから、何かそこに、こ

ういう方法ならば許されるんだよという法的な解釈、見解、その辺を説明していただければありがたいと思うんだけど、来月のことだしね、説明会だって全部同意の判こでももらったりなんなりしなくちゃならないでしょう。もらえなかったときにはどうするのかとか、いろんな不安があるわけです。その中には担保にも入っている土地も、あるいはあるかもしれないし、いろんな手続上、今から説明会をやって12月に間に合うのかどうかというような心配もあるし、その辺はいかがなんでしょうか。

○安藏委員長 大森課長。

○大森建設計画課長 ただいまの松本委員の御質問にお答えします。

市道認定自体は、議会の承認行為という形で議会のほうに提出させていただいて、可決していただいた上で認定という形をとらせていただきます。今回、こういった形で詳細な測量をしなくても大丈夫なのかという御質問もありましたが、一応今回計画道路として事業を進めていく上で、どうしても補助の活用をしていかなきゃならないということで、こちらのほうについては手続上、道路法第18条の手続上、区域の決定をしながら進めていくということで、今回この事業を進めていくに当たって、市道の認定の手続を踏まさせていただくような形をとらせていただきたいと思います。

ただ、委員の言われるとおり、地元のほうの了承がどうなのか、地権者はどうなのかということもございましたので、先ほど弓野課長のほうからも話をさせていただいたとおり、この図面をお示しして地元きちんと丁寧に説明をさせていただいて、了承していただきながら市道認定の手続を進めていきたいというふうに考えてございます。

なお、道路ができ上がっていないところでそういった市道認定がどうなんだという法的な形になりますけれども、これはあくまでも認定した後、実際には現場が通れていませんので、供用開始はしないであくまでも区域を決定して、そのところを完成に向けて事業を進めていくというような流れになるかと思えます。

○安藏委員長 ちょっと今、法的根拠の話が松本委員さんから出てきているんですけども、それって今言った、道路法の第18条ということですか。

○大森建設計画課長 はい、そのとおりです。

○安藏委員長 法的根拠、道路法の第18条ということで今説明がありました。

高橋委員、どうぞ。

○高橋委員 今後の日程、スケジュールなんだけれども、28年度に路面測量を1,700メートルやって、来年度、次年度に詳細設計が1,700メートルやりますと。そして、30年度には800メートルを残して用地測量を900メートルやると。その残800メートルについての今後のスケジュールというのは、どんなふうになっているんですか。

○安藏委員長 弓野課長。

○弓野建設部技監兼道路建設課長 ただいまの高橋委員の御質問にお答えいたします。

平成30年に用地測量、約半分を先行しまして約900メートル実施していくわけなんですけど、その残りについては31年度、継続して用地測量を実施していくというような形で考えております。

○安藏委員長 高橋委員。

○高橋委員 そうするとその用地取得後、31年度から用地取得、工事となっていますが、この31年度か

らの用地取得というのは、やはり1,700メートルのうちの半分の900メートルを用地取得して、そしてその900メートルの部分について、先行工事をする。そういう解釈でよろしいんですか。

○安藏委員長 弓野課長。

○弓野建設部技監兼道路建設課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

用地測量900メートルを先行しまして、その部分を31年度に用地買収いたします。買収した部分から工事をしていくというような形で考えております。

○安藏委員長 高橋委員。

○高橋委員 今、この用地の単価の件なんですけれども、例えば用地測量、用地取得を何年ぐらいやるんだっけ、大分やりますよね。1年か2年ではできないでしょうから、そうするとその後の800メートルの用地取得、今度は用地取得費が、また1年、2年、3年と変わるたびに、その単価が変更すると思うんですよ。そのときの予算変更、予算の財源の確保とか、あるいは地元よね、前の平成31年度に買ってもらったときの水戸市の単価は幾らで、それ以降の800メートルについてはさらに下がるか上がるかはわかりませんが、上がるということを想定した場合に、地元のそういう苦情とか対策というのも当然出てくるものと思うんですよ。だから、その辺の地元説明会というのは、今回の用地取得については900メートルを対象にした用地取得者を集めてやるのか、それとも800メートルと一緒にやるのか、あるいは800メートルは後でやるのか。その辺の年間スケジュールというものは、何か考えておりますか。

○安藏委員長 弓野課長。

○弓野建設部技監兼道路建設課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

今回の説明会につきましては、この道路のまず計画に対しての説明が主なものでございます。地元のほうにこのような計画で実施したいというようなことをお示ししまして、それで地元の御理解をいただきながら、用地測量の説明についてはその後になるかと思えます。

用地測量の説明につきましては、詳細設計を実施しませんと道路の高さによつてのり長がどのくらい出るかとか、切り土のところであればやはりのり長が出ますから、そういう形で詳細設計後になるかと思えます。そういう形で考えております。

以上でございます。

〔「安藏委員長、いいかね」と呼ぶ者あり〕

○安藏委員長 はい。

○松本委員 さっきの話でしつこくて申しわけないんですけども、その道路法第18条の中身というのはどういうふうな内容なの。それと、区域決定をするというその手法、区域設定、これは誰が決定するの。どこで決定するの。

○安藏委員長 暫時休憩します。

午前10時27分 休憩

午前10時30分 再開

○安藏委員長 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

それでは、大森課長より道路法第18条の説明を願います。

大森課長。

○大森建設計画課長 すみません。言葉が足りずにすみませんでした。

先ほどの道路法第18条の件について御説明させていただきます。

道路法第18条では、道路の区域の決定や供用開始の手続の部分を含めたものでございますが、その区域の決定においては所有権、当の道路管理者が、その対象となる土地、道路法の中で道路として組み入れるという土地の所有権その他権限を取得する前においても、区域の決定はできるというようなことで明記されてございますので、今回そういった形の手続を踏んだ上で事業のほうを、道路土地の買収とか御協力いただきながら事業を進めていくというような形になります。

○安藏委員長 松本委員。

○松本委員 わかりました。そういう方法ができるということね。そうすると、その決定というのはどかがやるの。区域の決定というのは誰がやるの。

○安藏委員長 大森課長。

○大森建設計画課長 ただいまの松本委員の御質問にお答えします。

路線の認定は議会の議決案件ということなんです、その議決をいただいた後、遅滞なく市が区域の決定をしていく。そのような形になります。

○安藏委員長 五十嵐委員。

○五十嵐委員 地元説明会が28年度にありまして、用地取得が31年度ということで、これで順調にいった場合ですね、この下に工事とありますけれども、道路工事は31年度に終わるのか。それとも、この工事の部分は予定なのか、確認したいと思いますので、よろしくお願いします。

○安藏委員長 弓野課長。

○弓野建設部技監兼道路建設課長 ただいまの五十嵐委員の質問にお答えいたします。

31年度から用地取得及び工事に着手するという予定でございます。一応、約5年間くらいは工事で、1,700メートルですので、そのくらいの期間は見込んでおります。

以上でございます。

○安藏委員長 中庭委員。

○中庭委員 今、松本委員からもお話がありましたが、簡単に言えば市が勝手に決定して、認定を決定して議会に諮るといふ形になるんですが、この中で例えば家ですね、何戸ぐらい該当する戸数ってあるんですか。要するに、この道路の建設によって移転しなくちゃならないとか、削られちゃうとか、宅地が半分になっちゃうとかと、そういうところは何カ所ぐらいあるんですか。

○安藏委員長 弓野課長。

○弓野建設部技監兼道路建設課長 ただいまの中庭委員さんの御質問にお答えいたします。

建物につきましては、現在のこの線形の中では居宅、住宅じゃなくて倉庫ですが、倉庫が3棟ぐらいかかる予定になっております。

○中庭委員 3棟。

○弓野建設部技監兼道路建設課長　そうです。

あと、宅地については、実際にその道路の高さとかそういうものはかってみないと、どのくらい奥に入るかというのが現在のところまだわかっていないものですから、はっきりした数は出ておりません。

以上でございます。

○安藏委員長　中庭委員。

○中庭委員　そうすると、いわゆる住居、居宅はないんですか。

○安藏委員長　弓野課長。

○弓野建設部技監兼道路建設課長　居宅は、かかわる計画線の中に入っておりません。

○安藏委員長　中庭委員。

○中庭委員　都市計画道路のように都市計画決定して上から網をかぶせてしまうというやり方と、さっき道路法第18条というのは同じような感じがしましたが、そうすると、決定をして例えば反対者がいたとき、この道路は必要ないとか、あるいは建物を動かしたくないという場合にはどうなるの、これは。

○安藏委員長　弓野課長。

○弓野建設部技監兼道路建設課長　ただいまの御質問にお答えいたします。

この路線につきましては、市としましても重要な路線と考えておりますので、継続的に交渉をさせていただいて道路を完成していきたいと考えております。

○安藏委員長　中庭委員。

○中庭委員　それはわかるんだ。だって、そのために出したんだから。しかし、どうも納得できないという人についてはどうなの。いや、売りたくない。そういう場合のいわゆるこの道路、法律ではどんなふうになっているんですか、これは。

○安藏委員長　いや、だから今さっき答えた話ですよ。

[発言する者あり]

○安藏委員長　弓野課長。

○弓野建設部技監兼道路建設課長　ただいまの御質問にお答えいたします。

市といたしましては、できる限り努力しまして地権者の方とお話し合いを詰めて工事をしていきたいと思いますが、最終的にどうしようもないという場合には、収用法という法律もありますので、そういうのも考えられると思います。

以上です。

○安藏委員長　中庭委員。

○中庭委員　そこまでいったのではおしまいですから、やっぱりよく話し合っていくべきではないかと思うんですけども、やっぱり何か上から網をかぶせて道路、ここは道路なんだという前に、まず、やっぱり地権者の皆さんの意見だとか、そういう人たちの意見というのを聞いた上でやらなくちゃならないですよ。そうしなければ、市が決めたんだからお前らどけという江戸時代的になっちゃうから、だからそういうことないように、ぜひやってほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○安藏委員長　弓野課長。

○弓野建設部技監兼道路建設課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

今後予定しております地元説明会の中でも、十分に皆様にごこの道路の趣旨等を御説明させていただいて、御理解をしていただきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○安藏委員長 五十嵐委員。

○五十嵐委員 先ほど、工事期間は5年ぐらいかかるということでした。この地図を見てもわかりますように、今この道路がないとすれば茨城町のほうですか、経由していくわけですけれども、大変利便性もよくなると思ひますので、交渉の段階から丁寧にやっただいて、スムーズに一日も早くできるようにしていただきたいというふうにご要望しておきます。

○安藏委員長 松本委員。

○松本委員 参考までに聞きたいんですけども、都市計画道路というのは、幅員というのは決まっているんでしょう、何メートル以上とか。ちょっと教えてください。

○安藏委員長 大森課長。

○大森建設計画課長 ただいまの松本委員の御質問にお答えいたします。

都市計画道路につきましては、都市計画法の手續によって施設を決定してございますけれども、そこに表示されている幅員については、代表幅員ということで主な標準の断面のところの幅員のみを決定しているような状況になっています。

○松本委員 だから、最低の幅員は。

○大森建設計画課長 例えば、12メートルの道路ということであれば全線12メートルなんですけれども、ただ、詳細な測量をしていくと一部広がっている部分もあるんですが、代表幅員ということの数字で認定、決定しているような形です。

○安藏委員長 松本委員。

○松本委員 そうするとき、この道路は13メートルだから都市計画道路にも該当するんだよね、都市計画決定すればね。だから、今回つくっていくのは重要路線だから、これは私もわかるんですけども、少し何となく無理をいっているような感じがしないでもないような気がするの。無理に認定して国補事業に持つていくための、多少無理がそこにあるのかなというような感じがします。だったら、この時期とかそういうのがいろいろあるんだろうけれども、また議論しなきゃならないだろうと思うけれども、都市計画審議会をやっけて都市計画を決定して、説明会の後なら後にね、それで水戸市が先行買収をしていって後から国の金をいただいでいくという方法もありますよね。時期が間に合わなければ。こういう手法というのは、考えてはみなかったんですか。あくまでもこの認定のやり方で国の国補事業にもっていくんだという一辺倒の考え方だったのか。

私は、都市計画決定しても間に合うんだったらさ、決定してそして事業路線として、そして国から金が来るのを待っているんじゃおくれちゃうから、水戸市が先に先行投資して買収しておいて、後から国の金をそこへ入れていくという方法というのはできますよね。だから、都市計画ということの考え方では、新ごみ処理施設の供用開始との兼ね合いでこれはやっけているだろうと思うんですけどもね。向こうが供用開始するまでにこの道路も完成させなきゃならないということなんだろうと思うんですけども、その辺の考え方とい

うのは、参考まででなければ、聞かせていただければもう少し議会としても検討する余地があるんだっ
たらば、できる方向で、我々が執行部に協力をするということの前提の中でだよ、そういうふうな思いもあ
るんですよ。その辺は、都市計画道路の工事、今は設計から全部建設部だよ。都市計画部からこっちへ
移ってね。だから、一部の中で全部できちゃうんだから、そんなに難しいことではないんじゃないかなとは
思うんですけども、その辺は弓野課長さん、大森課長さん……。都市計画部長には関係ないんだ、こっ
ちは。建設部だよ。そういう考えというのはしたことがあるのか、ないのか。あくまでもこれだけで、こう
いう形でもって認定を先にして国の事業におっつけていくんだという、国補におっつけていくんだとい
うことだけの考えしかしなかったのかどうか。その辺だけ聞かせてくださいよ。

○安藏委員長 大森課長。

○大森建設計画課長 ただいまの松本委員の御質問にお答えします。

御提言いただきました都市計画道路の手法としてもできるのではないかというお話なんです、都市計画
道路をもし指定していくという話になれば、それなりに手続の時間はかかります。また、今回の地区にお
いて都市計画道路を延伸した場合に、行政界まで越えた場合ですね、そちらのほうの受け先となる道路のほう
もある意味調整をしながら、どういう形で道路をつなげていくかというようなところも考慮しなければなら
ないということもございます。こちらの現場のほうのこの道路については、なるべく私どもとしては、早期
に開通をさせていきたいというところもありましたので、そういった手続のところでもとられる必要な日数、
そういったところも考慮した結果、今回都市計画ではなくこういった手法でできる方法もあるということで、
こういう流れで事業のほうを進めていきたいと考えてございます。

○安藏委員長 よろしいですか。

それでは、次に、南町3丁目空きビルにおける危険な外壁の撤去についての説明を執行部から願います。

川崎技監兼建築指導課長。

○川崎都市計画部技監兼建築指導課長 それでは、南町3丁目空きビルにおける危険な外壁の撤去について
御説明いたします。

お手元に配付してございます都市計画部建築指導課提出の資料を御参照願います。

南町3丁目の空きビルにつきましては、これまで特に危険な箇所について安全対策を講じるとともに、所
有者に対し、平成27年7月に危険な外壁の撤去に関する命令を行っているところでございます。

しかしながら、所有者において命令に係る措置は、履行される見込みはない状況でございます。市民や近
隣の方の安全確保、人命優先の観点から、本市としては危険な外壁の撤去について実施設計を進め、行政代
執行に向けた手続を進めてまいりたいと考えております。

対策の内容でございますが、今後外壁の撤去に向けた実施設計を発注するとともに、安全確保のために足
場及び防護パネルを設置し、当該建築物全体を覆う予定でございます。これらにつきましては、急を要する
ことから、予備費で対応をしてまいりたいと考えております。また、外壁撤去につきましては、実施設計完
了後、平成29年度に着手してまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○安藏委員長 中庭委員。

○中庭委員 いろいろ説明がありましたが、もう一度お尋ねしますと28年度の予備費で設計と足場及び防護パネルを設置するという事なんですが、この防護パネルの設置というのはどんなふうに設置をするのかということですね。それから、設計についても、設計を行うわけですけれども、どのような設計が行われるのか。まず一つね、お答えいただきたいと思います。

○安蔵委員長 川崎課長。

○川崎市都市計画部技監兼建築指導課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

防護パネルにつきましては、建物の周囲に足場を設けまして、足場に防護パネルを設置するものでございます。設計につきましては、外壁の撤去の手法などについて設計をしていくことになります。

以上です。

○安蔵委員長 中庭委員。

○中庭委員 防護パネルの設置というのは、どの範囲を設置するのか。例えば、歩道橋に、国道50号に面した部分もありますよね。ガラスにひびが入って落下する危険があるところもあるし、それから隣の花屋さんのところもあるし、裏側もありますよね。そして、向こう側のお煎餅屋さんのほうもあるので、四方をぐるっと囲むのか、どうなのか。ちょっとその辺。そして、例えば何階から、例えば1階からずっと上まで、8階までやるのか。その辺、もう少し明らかにしてほしいと思います。

○安蔵委員長 川崎課長。

○川崎市都市計画部技監兼建築指導課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

防護パネルにつきましては、建物全体を覆うような形になります。ただ、東側に隣接しております建物につきましては間がございますので、その建物の屋上から足場を立てるような形になります。

以上でございます。

○安蔵委員長 中庭委員。

○中庭委員 そうすると、四方を囲んでパネルを設置すると。要するに、国道50号側も含め、裏側も含め、四方を全部囲むと。花屋さんについては屋根があるから、その屋根のところまでやるということなんです、今の答弁は。もう一回、そこを確認したい。

○安蔵委員長 川崎課長。

○川崎市都市計画部技監兼建築指導課長 隣の花屋さんのほうにつきましては地上部からできるかとは思いますが、反対側の建物につきましてはスペースがございますので、建物の屋上からになります。

以上でございます。

○安蔵委員長 中庭委員。

○中庭委員 それで、28年度の予備費でやるということなんですけれども、幾らぐらいの費用をかけてやるのかということをお聞きしたい。それから、もう一つは、撤去作業というのは29年度にやるということなんです、この29年度の撤去、要するに来年の4月以降に撤去するというのはどういう意味なのか。来年度の予算で計上してやるということに多分なると思うんですが、その辺について答弁をお願いします。

○安蔵委員長 川崎課長。

○川崎市都市計画部技監兼建築指導課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

今年度の予算につきましては、約750万円程度を予定してございます。外壁の撤去につきましては、今後実施設計を行ってまいりますので、実施設計が完了次第、手続に入っていきたいと考えてございます。予算につきましては、来年度当初予算に計上してまいりたいと考えております。

○安蔵委員長 中庭委員。

○中庭委員 そうすると、28年度はまず防護パネルを設置して、そして750万円の予算でやると。29年度は外壁そのものを撤去するという今の答弁ですよね。そうすると、この足場のパネルというのはいつまでに設置するんですか、今の予定でいうと。緊急なことが必要ですけれども、早急、緊急ということなんです。いつまでにやるという……

〔「早くやるということ」と呼ぶ者あり〕

○中庭委員 そうそう。早くやるということは、いつまでなのかということをお聞きしたい。

○安蔵委員長 川崎課長。

○川崎都市計画部技監兼建築指導課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

今後速やかに発注をいたしまして、設置していきたくて考えております。

○中庭委員 速やかというのはわかるんですよ。速やかというのは、例えば11月中なのか、あるいは12月中なのか、あるいは来年の1月なのかと。私は、やっぱり今のテレビなんかでも、何回もこれは報道されました。私の記憶だけでも5回ぐらいテレビでとり上げられて、全国的にもよく知られるようなことになりました。ですからね、そういう点では、これは人命の観点から見ても一刻も早く行うべきだと思うんですが、その速やかというのはいつなのか、お答えいただきたい。

〔発言する者あり〕

○安蔵委員長 中庭委員さん、速やかに……

○中庭委員 いや、ちょっと待ってください。じゃ、その撤去工事とありますよね。撤去工事というのは来年度やるということなんですけど、これは、建物の撤去ではなくて外壁の撤去ですね、今の答弁で見ると。私は、やっぱり外壁の撤去だけでは、根本的な解決にはならないと思うんですよ。やはり、外壁はもう撤去することは当然だと思うんですが、しかしそれだけではこれは済まない。やっぱり外壁を撤去すれば、今度鉄骨が出てくる。そうすれば、またそこがさびるということで、建物がますます危険な状況になってしまうので、その辺の考え、外壁を撤去した後の考えも含めて答弁をお願いしたいと思います。

○安蔵委員長 川崎課長。

○川崎都市計画部技監兼建築指導課長 今回の措置につきましては、市民、近隣の方々の安全、人命優先のため行うものでございまして、これによって危険を回避してまいりたいと考えております。その先につきましては、今後検討してまいりたいと考えております。

○安蔵委員長 松本委員。

○松本委員 今の説明を聞いている中で、執行部も大変苦勞されていると。所有者や抵当権設定者に対して、交渉をしてきてもなかなか明かさない、進まないというようなことからして、やはりこの防護を早くやらないと、また事故なんか起きてからでは間に合わないからということの考え方は、私もそれは賛成しますよ。予備費の中から750万円を使っていくことも、これも別に私は反対しません。

しかし、これをそうしていく中には、そういう作業を進めていく中には、水戸市には顧問弁護士が2人いるでしょう。そうすると、弁護士とも相談をされて750万円をただどぶへ捨てるんじゃないでなくて、それを撤去したらその経費、抵当権を設定するとか、何らかの方法というのは考えていらっしゃるでしょう。これは人のためにやるんだから、水戸市のためにやるんじゃないんだからね。水戸市の税金を使うんだから、そのために使うならみんなに誰にも使ってやるようになっちゃうんだから、そういうことじゃなくて、やはりそのかけた金の補償というのは、これは水戸市の税金だから守らなくちゃならないでしょう。そのためには、抵当権を設定するとか、既に設定されている方との話をしていとか、顧問弁護士との相談もしたとか、その辺のいきさつをちょっと説明してくださいよ。あとは、やることはわかったから明日からでもどんどん進めなさいよ。

○安蔵委員長 川崎課長。

○川崎市計画部技監兼建築指導課長 ただいまの松本委員の御質問にお答えいたします。

費用につきましては、費用が確定した段階で所有者に請求する予定でございます。請求に応じない場合には、督促した上で差し押さえてまいりたいと考えております。また、抵当権者につきましては、顧問弁護士と現在協議をしております、顧問弁護士を通じて協議を行ってまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○安蔵委員長 松本委員。

○松本委員 ちょっと甘いような気がするんだけど。今後、顧問弁護士と相談をしていきたいと、今そのような答弁していましたね。私は、これに入る前にはもう既にそういうことは、相談を尽くしてこういう方法に入ったというふうに私は解釈しているんだよ。だから、今後顧問弁護士とも相談するとかそういう話じゃなくて、抵当権設定についても、やっちゃってから請求をして、それに応じてくれないときには設定も考えているということというのは、ちょっと甘過ぎるんじゃないですか。だったら所有者がやりますよ。抵当権も設定をされている方もあるようなんだから、あるんでしょう。所有者と抵当権も認定されるんでしょう。だから、私がいつか言ったことあるけど、所有者は幽霊だと思っているんだよ。抵当権を設定されている人が、こういう物件については必ず実権を持っていると私は思っているんだよ。だから、抵当権設定者と協議をして、顧問弁護士と相談をして、それでこういう事業に入っていかなきゃ順序としてはおかしいんじゃないのと思います。

○安蔵委員長 川崎課長。

○川崎市計画部技監兼建築指導課長 失礼いたしました。

既に顧問弁護士とは協議しております、抵当権者と協議する予定になってございます。

以上でございます。

○安蔵委員長 五十嵐委員。

○五十嵐委員 今、中庭委員と松本委員から出た話なんですけど、私も言おうと思ったのは、1つは外壁を外したときに内装が出てきて、手法はそれの設計に入っていると思うの。ですから、それで安全な対策をとっていただきたいと思います。それから、先ほどの所有者に対しては、今回の対応というのは賢明な判断だと思いますので、これはもういち早く工事を進めていただきたいと思いますけれども、引き続き今ありました

ように顧問弁護士と相談しながら、所有者に対しては的確な対応をとっていただきたいと思います。先ほどもありました。ニュースでかなり流れましたので、遠くの方まで中心市街地に行くのは怖いとかと言っております。本当にこのところは歩行者も通行量も多いですので、本当に時間はかかるんでしょうけれども、その中でも早急な対応を要望しておきますので、よろしくお願いします。

○安藏委員長 飯田委員。

○飯田委員 この撤去工事は、外壁撤去ということでモルタルを外すと思うんですが、その後どういう状況になるかという、その鉄骨がむき出しになる、あるいは内壁も出てきてしまう。その後、外壁を外した場合はどのような状態になるんですか。

○安藏委員長 川崎課長。

○川崎都市計画部技監兼建築指導課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

外壁撤去の実施設計の中で、その後の安全対策につきましても検討してまいりたいと考えております。

○安藏委員長 飯田委員。

○飯田委員 この建物は昭和47年建築ということなものですからね、アスベストなんかも使われているんじゃないかと思しますので、その辺のこともぜひ対応していただきたいと思います。

○安藏委員長 それでは、ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安藏委員長 ないようでございますので、次に前回の委員会の際に委員から質疑がありました件につきまして、執行部から説明願います。

初めに、梅戸橋の整備状況について、大森建設計画課長。

○大森建設計画課長 それでは、建設部建設計画課から提出させていただきました資料に基づきまして説明をさせていただきます。

梅戸橋の整備状況についてですが、この路線につきましては、JR常磐線水戸駅北口から国道50号バイパス、茨城県庁などが立地する水戸市の南部地域を経て神栖市まで至る道路となっておりまして、重要な幹線道路として位置づけられております。

今回工事を行っております区間につきましては、水戸駅北口、南口方向から梅香トンネル方向へ連絡する重要な区間となっておりまして、朝夕を中心に慢性的な交通渋滞が発生しているほか、JR常磐線をまたぐ梅戸橋が昭和16年に架設されており、かなり老朽化が進んできております。

このようなことから、茨城県におきまして、この当該区間の渋滞緩和と老朽化した橋のかけかえを行うために整備のほうが進められております。現在、この道路につきまして事業を進めている中で、事業効果を早期発現させるため、暫定2車線での供用開始を目途に、今年度橋梁の上部工と道路改良及び舗装工事が進められているような状況になってございます。

1枚目の表の下に整備の概要を示してございますが、事業名称としましては、都市計画道路の名称で3・3・15号水戸駅平須線の道路工事となっております。

区間は、常磐町から備前町に至るまでの延長約610メートル、道路の幅員については、4車線部で幅員が25メートル、橋梁部で幅員が21メートルの道路となっております。

事業認可期間は、平成21年から着手しまして平成31年度まで、総事業費が約60億円ということで、現在の進捗状況は、27年度末現在で約65%ということとなっております。

ページを返していただきまして、2枚目には完成予想図を添付させていただきました。

また、3枚目、A3の横折り込みのほうには、ここの部分の区間の平面図のほうを添付させていただいてございます。

2枚目の完成予想図は、水戸市の南町から千波湖方面に向かって眺めたときの完成予想図となっております。まして、現在工事が進められている区間につきましては、この赤の実線で囲んである区間の部分を工事が進められております。

また、3枚目の平面図では、赤で囲った工事の区間の部分は黄色で着色した形になってございます。先ほどのパース図の方向でいきますと、右斜め上から左斜め下のほうに見た形の完成予想図となっております。3枚目の平面図におきましては、黄色が現在工事中の区間、それからちょっと薄い茶色で示してある部分が、現在通っている道路の部分の色となっております。

なお、図面上で青く標準断面図として断面の口を示したAA、BBとさせていただいた標準断面図につきましては、平面図の下のほうにAA'断面、BB'断面ということでお示ししたとおりとなっております。

説明は以上でございます。

○安藏委員長 五十嵐委員。

○五十嵐委員 丁寧な資料を提出していただきまして、ありがとうございます。

借楽園のほうから来ますと、完成図を見ていてもわかりますように、水戸駅の南口と北口に行くのが、日によって右側が北口とか、右側が南口とか変わっていましたが、最終的には左のほうに行き南口という形になるんですね。それからこのかなりの期間、数年間道路を切り回しというんですか、しながら工事をして進めておりましたけれども、今後もそういうまだ切り回しというものはあるのでしょうか。結構そういうときって混乱して、渋滞するので。

○安藏委員長 大森課長。

○大森建設設計画課長 ただいまの五十嵐委員の御質問にお答えいたします。

現在、こちらの3枚目の図面でいきますと、借楽園のほうから水戸駅南口に行くほうにつきましては、現在右折で駅南のほうに、左折で、左のほうへ通っていきまると北口という形になってございます。

今回の黄色の部分の工事が終わりますと、今のまま右に曲がると、そのまま道路がある程度吸いついてくるような形になるんですが、今の左のほうの図面で示したYの字よりもっと中央部、真ん中に芳流橋とか桜川と書いてある部分の黄色と茶色が接合している部分、このあたりで交差するような形で暫定の供用開始がされるという話を県のほうからうかがっております。また、この後完成に至っては、橋の下をくぐるような絵柄になってございますので、何回か切りかえが多分発生するような形ということでしょうかでございます。

○安藏委員長 五十嵐委員。

○五十嵐委員 あと2点だけ。一つ一つ細かいんですが、完成したときに2ページのところに道路の緑の車と赤い車がありますよね。緑の車と赤い車、その緑の車の右側が、右折車線ができていますけれども、

今は、国際交流協会のほうからおりてきたところはたしか一方通行だったと思うんですね。そこへ右折できるのか。それとも、Uターンするため、Uターンすると危険な感じもするので、ちょっとそれを見て感じたんで、その点ともう1点は、今進捗率約65%ということですが、最終的に順調にいった場合、完成予定はいつぐらいになるのかという2点を、聞いて終わります。

○安藏委員長 大森課長。

○大森建設計画課長 ただいまの五十嵐委員の御質問にお答えします。

2枚目の完成予想図の真ん中ほどにある、交差点のところにある緑と赤い車のところの右折レーンのお話でございますけれども、今回工事区間のこの交差点として示させていただいた右側建物との間にグレーの道路の部分がございまして、ここがもともとの今通っている梅戸橋のここに向かう道路でございます。こちらのほうにつきましては、隣接の建物が直接今回の改良した道路に乗り入れることができないような形になってございまして、この線路の手前の部分のグレーのところを残すような道路の計画になってございまして。

したがって、今こちらのほうの出入りを兼ねた右折レーンという形でうかがってございます。

○五十嵐委員 国際交流協会をずっと出て右折のほう……

○大森建設計画課長 そちらのほうについては、まだ一方通行ではというふうな形でうかがっています。

○安藏委員長 いいですか。

○五十嵐委員 あともう一つ。

○大森建設計画課長 あと、事業の進捗、今後のスケジュール的なお話ですが、一応事業主体の県にも確認したんですが、早期に何とかやりたいというお話でしかちょっとうかがえませんが、なるべく今やっている工事も早期に完成させて、暫定の2車線の供用開始をしたいというふうな形でうかがってございます。

○安藏委員長 それでは、次に都市計画道路3・3・2号中大野中河内線（松が丘工区）の整備状況について説明願います。

弓野技監兼道路建設課長。

○弓野建設部技監兼道路建設課長 それでは、都市計画道路3・3・2号中大野中河内線（松が丘工区）の整備状況について、道路建設課提出の資料に基づきまして説明をさせていただきます。

本路線は、中心市街地に集中する交通を分散させる環状道路として位置づけられておりまして、茨城県と水戸市が施行区分を分担し、整備を進めております。

当該区間は、県道赤塚馬口労線から国道50号をつなぐ区間で、平成10年に事業認可を取得しまして、用地取得を先行して事業を進めているところでございます。

整備の概要ですが、2枚目の図面を見ていただきたいと思います。

区間は、起点を姫子1丁目の県道赤塚馬口労線から終点西原2丁目の国道50号まで、延長が796メートル、標準幅員が25メートルでございます。

認可期間が平成10年度から平成31年度までで、事業費が64億円です。

進捗率につきましては、平成27年度末事業費ベースで約55%でございます。

整備状況でございますが、用地につきましては、平成27年度末面積比率で約93%が買収済みでござい

ます。工事につきましては、青く着色された部分、沢渡川の橋梁の下部工ですね、それと幹線市道23号線と国道50号との間の区間が、舗装の一部を残して完了をしております。また、赤く着色された部分につきましては、平成28年度の工事箇所でございます、現在補強土、盛り土工事を進めているところでございます。

説明は以上でございます。

○安蔵委員長 何かございましたら。

中庭委員。

○中庭委員 まず、平成31年度完成ということをご聞いて、あと3年後ですね。完成ということで非常に安心したんですが、前は何か8年ぐらいかかるという話もあったんですが、あと3年で完成ということで非常にすごくよかったと思うんですが、これは間違いなく31年にはできるのかと。その辺ちょっとお聞きしたいと思います。

○安蔵委員長 弓野課長。

○弓野建設部技監兼道路建設課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

私が平成31年度と言ったのは、あくまでも事業認可期間でございます。現在、全体で55%の進捗率でございますので、31年には終わらないと考えております。

○安蔵委員長 中庭委員。

○中庭委員 非常に残念です。最初は安心しましたが、しかしそれが何か認可期間であって完成期間ではないというような発言で、非常にちょっとがっかりいたしましたけれども、いずれにしても、この路線は、岡田橋に象徴的にあるように常磐線をまたぐ橋が非常に狭くて、朝晩のラッシュというのはすごいんですよ。そして、岡田橋には跨道橋がありませんから、朝晩もう非常に危険なんです。特に夕方なんか危険になってしまうので、やっぱり一刻も早く完成をしてほしいと思うんですが、1つ質問は、沢渡川のところは施工済み箇所となっておりますが、もう一つ常磐線の場所、沢渡川のところはどんなふうな工事が、ここに橋桁をつくって多分やると思うんですが、どういう工事なのかというのと、あと常磐線をまたぐ工事、これはどのような工事で行われるのか。その辺も含めて答弁をお願いしたいと思います。

○安蔵委員長 弓野課長。

○弓野建設部技監兼道路建設課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

沢渡川につきましては、下部工が完了しておりますので、橋梁の上部工をあと実施すれば終わる予定になっております。あとJRの跨道橋ですが、これは現在赤塚駅西線をJRの下を、今JRと協議しながら工事を進めております。これが終わり次第、こちらに入ってくるというような計画でして、実際には平成30年以降にJRのほうに着手するというような予定になっております。

以上でございます。

○安蔵委員長 中庭委員。

○中庭委員 私の提案なんですけれども、この施工済み箇所とありますよね。国道50号のところはずっともうできているんですよね。あそこのところから、いわゆる県道のところ、昔のマルカワの前に抜けられるようにこれを使用することはできないんですか。ここを活用して、もう既にここから出られるようにしたほ

うが、ずっと便利だと思う。せつかく4車線がもうずっとできているんだよ。それは考えないんですか。計画はないんですか。

○安藏委員長 弓野課長。

○弓野建設部技監兼道路建設課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

ただいま御質問された区間につきましては、あと舗装を一層載せるだけで完成するような状況になっております。ただ、両側に国道50号と主要幹線市道23号線の交差点がありますので、その交差点の改良と同時にそこを整備しまして、両方同時に供用開始をさせていきたいというふうに考えております。

ただ、現在、歩道につきましては、通学路として幹線市道から国道50号の間までは、現在暫定ですがつないでおります。

以上でございます。

○安藏委員長 中庭委員。

○中庭委員 暫定的にここを使用できないのかというのはどうなんですか。

○安藏委員長 弓野課長。

○弓野建設部技監兼道路建設課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

この交差点につきましては、国道50号につきましても、幹線市道23号線につきましても、大きな交差点になります。そういう中で、きちっとした交差点をつくってそれから供用開始をしないと、やはり交通事故等が発生しますので、それは暫定的な交差点で供用開始するというのは難しいと思います。

○安藏委員長 そのほかありませんね。

それでは、ないようですので、この際、執行部から発言を求められておりますので、これを許します。

坏技監兼市街地整備課長。

○坏都市計画部技監兼市街地整備課長 それでは、市街地整備課提出の水戸駅前三の丸地区第一種市街地再開発事業の施設建築物基本設計業務委託を昨日、11月7日に準備組合が契約を締結いたしましたので、御報告します。

契約内容でございますが、まず業務委託名でございます。水戸駅前三の丸地区第一種市街地再開発事業施設建築物基本設計業務委託でございます。

次に、契約金額でございますが、6,195万9,600円でございます。

契約日でございますが、平成28年11月7日でございます。

履行期間につきましては、平成28年11月8日から平成29年3月24日まででございます。

発注者は、茨城県水戸市三の丸1丁目1番10号、水戸駅前三の丸地区市街地再開発準備組合理事長林昌鎬でございます。受注者につきましては、東京都江東区潮見2-1-22、久米設計・パル総合設計共同企業体でございます。構成員1、東京都江東区潮見2-1-22、株式会社久米設計、代表者氏名山田幸夫でございます。構成員2、茨城県水戸市笠原町1050-1、株式会社パル総合設計、代表者氏名深沢清治でございます。

なお、出資比率につきましては、構成員1が90%、構成員2が10%となっております。

以上でございます。

○安藏委員長 何か御質問等ございましたらどうぞ。

中庭委員。

○中庭委員 2つ質問させていただきます。

1つはですね、この入札に当たって何社ぐらい入札が行われたのかということと、それから地元の業者の出資比率が10%ということでしたよね。かなり低いんですが、この2つについてお答えいただきたい。

○安藏委員長 坏課長。

○坏都市計画部技監兼市街地整備課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

構成員1につきましては、10社に募集をかけまして5社が入札に参加しております。構成員2につきましては、8社に募集をかけまして5社が提案書により入札に参加しております。

次に、構成員の比率でございますが、10%ということでございますが、地元企業が参加することによって大手企業のノウハウを勉強することができるのと同時に、地元企業がいつも肌で接している徳川御三家の街の景観の雰囲気や弘道館・水戸城跡周辺地区の景観形成についてのノウハウを大手企業の設計に反映できると考えております。

以上でございます。

○安藏委員長 中庭委員。

○中庭委員 これは入札調書は出せないんですか。

○安藏委員長 坏課長。

○坏都市計画部技監兼市街地整備課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

まことに申しわけございませんが、準備組合につきましては市と別人格の団体でございますので、提出できません。

以上でございます。

○安藏委員長 中庭委員。

○中庭委員 それと、9月議会の補正予算で1億3,000万円の設計費を組みましたよね。補助金の額を決めました。あの中で、今回は6,100万円ですが、残りはどんなふうな形で使われるのかということですか。それは何に使われるのか、お答えいただきたい。

○安藏委員長 坏課長。

○坏都市計画部技監兼市街地整備課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

そのほか何に使うかということでございますが、実施設計に約1億6,000万円ほど使いまして、その他権利変換等の費用でございます。

以上でございます。

○安藏委員長 中庭委員。

○中庭委員 都市計画審議会が10月にありました。私も傍聴いたしました。その中で、この事業全体は120億円だと。旧リヴィン跡地の再開発は120億円だと。国の補助も含めると40億円の補助を出すということが答弁でありました。この事業の予算ですね。そして、補助金を40億円とするその計算、根拠、そういうものはこの議会には全く示されていないんですが、市民の40億円もの莫大な税金を投入するとい

う中で、どういう根拠で40億円が支出されるのか。その計算表が、これはどうなっているのか。お答えいただきたい。

○安藏委員長 坏課長。

○坏都市計画部技監兼市街地整備課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

この基本設計委託が終了した時点で、事業費、補助金を明らかにしていきたいと思っておりますので、この委員会に御説明してまいりたいと考えております。御理解のほどよろしく願いいたします。

この設計の履行期間、工期が平成29年3月24日までとなっておりますので、その期間内には御説明できると考えております。

○安藏委員長 中庭委員。

○中庭委員 都市計画法を調べたのですが、都市計画法では、都市計画決定をする場合に関係機関との調整で基本計画案をつくる。そして、大臣の事前協議があると。これは基本計画案ということで、都市計画決定する前に行われると。既に都市計画決定されました。そのために、水戸市として予算要望調書というものを出品しなければならないということになっています。これについて、水戸市は全く私たちに、議会にも示しておりません。要するに、40億円を国に補助申請するというためには、予算要望調書というのを都市計画決定の段階で出さなくちゃならないというふうになっているんですけれども、この予算要望調書というのはこの議会に出せないのか、お答えいただきたい。

○安藏委員長 坏課長。

○坏都市計画部技監兼市街地整備課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

予算要望書の提出ができないかということでございますが、国に対しては今年度3億3,912万円の予算要望をしております。その全体額ではなくて、設計、あるいはその他権利変換等の費用についての要望を現在、今年度していたところでございます。

○安藏委員長 中庭委員。

○中庭委員 その国に出した要望書の写しをこの委員会に出していただきたいんですけれども、どうでしょうか。

○安藏委員長 坏課長。

○坏都市計画部技監兼市街地整備課長 提出できると思います。

○安藏委員長 松本委員。

○松本委員 120億円というのは、建物の国の基準に沿った正式な金額ではないんだろうと思うんだけど、これから設計やっただ中でいろいろと出てくるだろうと思うんだけど、その40億円の補助というのは、120億円の3分の1を要するに水戸市が補助するという中身ですよ。そうすると、その40億円の3分の1の金額の中にこうした設計費とか、これからの実施設計だとか、いろいろあると思うの。それは、その3分の1の中に入りますよね。間違いありませんよね。ほかに40億円を出すんじゃないよね。その40億円の中にこれも入っているということだよ。了解です。はい、わかりました。

○安藏委員長 そのほかございませんね。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○安藏委員長 それでは、ないようですので、その他いいですね。

〔「大丈夫です」と呼ぶ者あり〕

○安藏委員長 それでは、以上をもちまして本日の都市建設委員会を散会します。

御苦労さまでした。

午前11時27分 散会